

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	御厨 (郭公尾)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 8月 1日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、農業従事者の高齢化が進んでいる中、後継者がいない農家も多い。大規模に営農されている農家は少数であり、将来的にその方々だけで地域の農地を集約することは難しく、また、中山間地特有の段差のある狭い農地も多く、機械利用の効率性も悪いもの集約を困難とする一因となっている。
 農地の保全に関しては、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の活用により、地域住民も一体となって農地を守っている状況である。
 ワイヤーマッシュなどの防護柵をしていない圃場ではイノシシやアライグマの被害が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、アスパラガス、繁殖牛等多様な経営体が農地の利用を行っている。段差のある農地も多く、圃場整備による区画化を図るのも困難なことから、現状を維持継続できるよう、耕作者不在となった農地については、地域内外から担い手を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の経営体の営農継続が困難になった場合や現存する遊休農地など、農業委員・農地利用最適化推進委員など関係者と調整し新たな担い手への農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者のいない農地等は農地中間管理機構に貸し付け、担い手へ段階的に集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行っていない地域については、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用し老朽化した水路や農道等の整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状では担い手により地域内の農地を維持できているが、5年後、10年後となるとわからない。JAや県、市などの関係機関と連携して地域内外の参入者等の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため、地域内の担い手や若手の農業者が作業を一部受託するなどしており、今後も地域全体での取り組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵を設置など有害鳥獣対策を行う。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。